

在学募集について

1 制度の概要

学校教育法による高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校又は専修学校高等課程に在学し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に学資を貸付し、修学を支援することを目的としています。

なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子です。

2 申込資格

- 学校教育法による次の学校に在学する生徒であること。
 - 高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校
 - 専修学校の高等課程（ただし修業年限1年以上の学科）
- 保護者（父母等）が大阪府内に住所を有すること

※保護者について

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。

生徒が成年年齢に達した場合は、「保護者」を「成年年齢に達する日以前の日において生徒の保護者（父母等）であったもの」と読み替えてください。（申込関係書類すべて）

注）保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。

注）保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。

【在留資格】 ・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者（※）

（※）定住者については、将来日本に永住する意思のない方は、申込資格がありません。

将来日本に永住する意思確認のための『誓約書』の提出が必要です。

所定の『誓約書』がありますので、育英会へご連絡ください。

- 保護者について、以下の【算式】により算出された所得判定額が次のとおりであること
（※令和6年度の住民税課税標準額等による、保護者の合算の額）

【算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 = 所得判定額

※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額となります。

※ 早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「（課税標準額 - 33万円）× 6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。（生徒本人が平成20（2008）年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。）

（※ 課税標準額、調整控除額の確認方法については、10ページを参照）

・在学学校	所得判定額	年収めやす（※）
国公立	251,100円未満	800万円未満
私立	347,100円未満	1,000万円未満

（※）年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

※1 地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とします。

※2 課税標準額とは、市町村・道府県民税の所得割額の算定のもととなる金額です。

※3 調整控除とは、平成19年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税と人的控除の差額に起因する負担額を調整するための控除のことです。

※4 政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で課税標準額などを確認することができます。

3 貸付限度額と貸付時期

・貸付限度額（私立の貸付限度額の詳細については、15～26ページを参照）

在学学校	所得判定額	年収めやす	貸付限度額（年額） 〔下記の範囲内で希望する額（1万円単位）〕
国公立 私立	251,100円未満	800万円未満	授業料実質負担額(※1) + その他教育費10万円 (授業料実質負担額(※1)が無償となる場合は、限度額は10万円です。)
私立	251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満	授業料実質負担額(※1) (注)24万円を上限(※2)

(※1) 授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

(※2) 授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限となります。

府内の私立高校等に在学する生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯で、所得判定額（保護者合算）が251,100円以上に該当し大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。

（詳細は、1年生は15ページを参照）

ただし、2・3年生については大阪府の授業料無償化制度の拡充により内容が異なります。

（詳細は、19ページを参照）

(※3) 大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の1年生の場合、『授業料支援補助金』申請状況確認で扶養する子どもの人数が確定するまでは、子どもの人数を1人として貸付額を算定します。

そのため、貸付超過が生じる場合があります。超過貸付分については、返還していただきます。

・貸付時期

貸付時期	第1回	第2回	第3回
貸付日	7月10日	10月11日	1月30日

※貸付額によっては、第2回、第3回の貸付があります。
（20万円以下の場合は、第1回のみ貸付となります。）
※2年目からの第1回目の貸付日は、5月30日となります。
※貸付日が金融機関の非営業日に当たるときは、翌営業日となります。
※貸付期間は、在学する学校の正規の最短修業期間です。

4 申込手続き

提出書類	① 奨学生申込書（→記入例は5～8ページ 参照） ② 保護者の収入に関する証明書（→9・10ページ 参照） ③ 生徒本人及び保護者の住民票（→11ページ 参照） ④ 生徒本人名義の通帳またはキャッシュカード等のコピー（→12ページ 参照） ⑤ 奨学資金借用証書（→記入例は13・14ページ参照） ※各自で記入し、各自のハンコを押してください。 ※借用人（生徒本人）と連帯保証人、保護者が同一筆跡である場合は、受付できません。 ※障がいや病気、けがなどで署名困難な事情があり代筆される場合は、事情書の提出が必要です。 ⑥ 連帯保証人（保護者）の印鑑登録証明書 （原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。） ※申込書記載の住所と印鑑登録証明書の住所が異なる場合は、事情書の提出が必要です。 ※ 提出書類の不足や不備がある場合は、受付できません！ ※ 申込書記載の住所と住民票の住所が異なる場合は、事情書の提出が必要です！
提出期限	学校が指定する期日（期限厳守） 【学校提出期限： 5 月 9 日（金）】
提出先	在学する学校

5 採否決定の通知

1. 採否決定の通知は、6月下旬に学校長を通じ申込者（生徒本人）に通知します。
2. 採用通知書の交付を受けた方は、育英会所定の奨学生原票（採用通知時に交付）に必要事項を記入のうえ学校へ提出していただきます。

6 奨学資金の貸付

1. 奨学資金は、奨学生本人の預貯金口座へ振り込みます。
2. 2年目から毎年4月に学校を通じて奨学生としての資格の確認を行います。
確認の結果、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。
3. 毎年度、保護者の所得状況を確認し、当年度の貸付限度額を決定します。
所得状況によっては、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。
また、所得状況の確認の結果、貸付超過が生じた場合は、返還していただきます。
4. 授業料を滞納したり、奨学資金を目的外に使用したことが判明した場合は、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。

7 貸付決定後の届出

留年、休学、退学、転学及び連帯保証人の変更又は住所等の届出事項に変更（異動）があった場合は、学校を通じて大阪府育英会へ届け出てください。

なお、変更（異動）の届出を怠ったときは、奨学金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。

8 貸付総額の決定通知

奨学資金の貸付を受けた奨学生について、奨学資金の貸付が終了したとき、又は奨学資金の貸付を廃止したときは、今までに貸付した額及び時期を学校長を通じて奨学生に通知します。

通知を受けたときは、直ちに返還口座申込書を学校長を経由して大阪府育英会に提出していただきます。

9 奨学金の返還

奨学金は貸付金です。卒業後（貸付終了後）は、必ず返還しなければなりません。

返還金は後輩のための奨学金になりますので、確実に返還してください。

1. 奨学金の返還は、卒業後6ヶ月を経過から、定められた金額を借用人（生徒本人）の預貯金口座から振替で返還していただきます。

※卒業以外の事由で、1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出して貸付が終了する場合はその年の10月、6月1日以降に貸付が終了する場合は翌年の10月から返還開始となります。

2. 原則、月賦により返還していただきます。返還月額、貸付総額により異なります。

返還総額を返還年額で割ると概ねの返還年数が出ます。

返還総額（貸付総額）	返還月額	返還年額
1,440,000 円以下	8,000 円	96,000 円
1,440,000 円超え 1,620,000 円以下	9,000 円	108,000 円
1,620,000 円超え 1,800,000 円以下	10,000 円	120,000 円
以降、貸付額が18万円増える毎に、返還月額1,000円（年額12,000円）が加算されます。		

3. 経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず大阪府育英会まで連絡してください。連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対して滞納期間に応じ、年率8.9%（令和7年3月31日現在）の延滞金が課されます。また、返還できる資力がありながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。

10 個人情報の利用目的等

1. 個人情報の取扱いについては、個人の権利及び利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
2. 氏名、住所、連帯保証人の印鑑登録証明書、所得状況、預貯金口座、口座名義などの個人情報は、奨学生採用審査、奨学金振込事務及び奨学金返還事務のために利用します。
3. 返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更の届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等の請求をし、住所確認調査を行います。

11 注 意 事 項

1. 奨学金貸付決定後に虚偽の申請などが判明した場合は、貸付決定を取り消す場合があります。
2. 不適切な使用が判明した場合は、貸付金額の全額を一括返還していただきます。
3. 申込書類等につきましては、いかなる場合も返却いたしません。
4. 就学支援金等の制度内容に変更が生じた場合は、当会奨学金貸付制度についても、併せて変更となる場合があります。

★★★★ 大阪府育英会のお知らせや最新情報は、ホームページをご覧ください。★★★★

大阪府育英会



★奨学金の返還支援制度(代理返還制度)を導入しました!!
制度の概要は大阪府育英会ホームページをご覧ください! >>

